# 西東京市災害廃棄物処理計画（素案）　【概要】

## １．改定の目的

西東京市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、市民生活の衛生環境の保全及び早期の復旧・復興を図るため、西東京市（以下、「本市」という。）における災害廃棄物対策の基本的事項を定めるものです。

既存の西東京市災害廃棄物処理計画（以下、「既存計画」という。）の策定以降、災害の頻発化・激甚化を背景として、表１に示すとおり、国や都、本市の災害廃棄物処理に関連する計画等の策定及び見直しが行われています。

これらの政策の動向や、災害対応に関する知見の蓄積を踏まえ、本市の災害廃棄物対策の実効性の向上を図るため、本計画を改定するものです。

**表１　災害廃棄物処理計画の基本条件となる関連計画の策定・見直し**

| | 時期 | 内容 |
|---|---|---|
| 国 | 令和５年４月 | 「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」策定 |
| | 令和５年４月 | 「災害廃棄物対策指針 資料編」改定 |
| 都 | 令和４年５月 | 「首都直下地震等による東京の被害想定」見直し |
| | 令和５年９月 | 「東京都災害廃棄物処理計画」改定 |
| | 令和７年３月 | 「東京トイレ防災マスタープラン」策定 |
| 本市 | 令和６年 | 「西東京市地域防災計画」修正 |
| | （令和８年） | （「西東京市災害時のトイレ確保・管理計画」策定中） |

## ２．本計画の目次構成

本計画の目次構成を表２に示します。

**表２　本計画の目次構成**

| | |
|---|---|
| **第１章　基本的な事項** | |
| 第１節　計画改定の目的 | 第２節　計画の位置付け |
| 第３節　計画の対象 | 第４節　災害廃棄物対策の基本的な考え方 |
| 第５節　災害廃棄物対策の体制 | 第６節　災害廃棄物等の処理 |
| **第２章　災害廃棄物等発生量の検討** | |
| 第１節　災害廃棄物 | 第２節　避難所ごみ |
| 第３節　し尿等 | |
| **第３章　仮置場** | |
| 第１節　仮置場の役割 | 第２節　仮置場の必要面積 |
| 第３節　仮置場の選定方法 | 第４節　仮置場の管理・運営方法 |
| 第５節　環境対策、モニタリング | |
| **第４章　災害廃棄物対策における各主体の役割分担** | |
| 第１節　平時（発災前） | 第２節　初動期 |
| 第３節　応急対策期 | 第４節　災害復旧・復興期 |

## ３．主要な変更点

### （１）本計画で対象とする廃棄物の見直し・明確化

本計画では、国や東京都の計画等との整合を図り、災害時に発生する廃棄物の見直しを行いました。災害に直接起因して発生する「災害廃棄物」と、避難所から発生する「避難所ごみ」、家庭から発生する「生活ごみ」、仮設トイレ等から発生する「し尿等」等を区分して整理し、本計画で対象とする廃棄物の範囲や、それぞれの排出・処理方法を明確化しました。

災害時に発生する廃棄物を表３に示します。

**表３　災害時に発生する廃棄物**

| 廃棄物の種類 | | 概要 |
|---|---|---|
| 一般廃棄物 | 災害廃棄物 | ○市が設置する仮置場に排出するごみ<br>・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）<br>・損壊家屋等の解体により発生する一般廃棄物（解体廃棄物）<br>・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる一般廃棄物<br>・その他、災害に起因する一般廃棄物<br>○災害後に事業活動を再開する際に発生する一般廃棄物等（原則として事業者の責任で処理）<br>・被災した事業所の撤去に伴う一般廃棄物<br>・敷地内に流入した土砂や流木等 |
| | 避難所ごみ | ○避難所ごとに設置する集積所に排出するごみ<br>・避難所等での生活において発生する一般廃棄物<br>・避難所等での生活において発生する使用済み携帯トイレ等 |
| | 生活ごみ | ○通常の排出場所に排出するごみ<br>・家庭での生活において発生する一般廃棄物<br>・家庭での生活において発生する使用済み携帯トイレ等 |
| | し尿等 | ○トイレから発生するし尿・浄化槽汚泥<br>・既存トイレからのし尿・浄化槽汚泥<br>・災害時に設置された仮設トイレからのし尿 |
| | 事業系ごみ | 事業活動に伴う一般廃棄物（産業廃棄物を除く。） |
| 産業廃棄物 | | 廃棄物処理法第２条第４項に定める事業活動に伴って生じた産業廃棄物 |

（参考）東京都災害廃棄物処理計画（令和５年９月）

### （２）災害廃棄物発生量の更新

既存計画では、平成 24 年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、本市において最も被害が大きくなる「多摩直下地震」が発生した場合の災害廃棄物発生量を、最大約 28 万トンと想定していました。

本計画では、令和４年５月に見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、災害廃棄物発生量を見直しています。当該計画の見直しでは、住宅の耐震化や不燃化、人口構造の変化及び近年の地震災害等から得られた知見が反映されるとともに、本市において最も被害が大きくなる地震が「多摩直下地震」から「多摩東部直下地震」に変更されました。その結果、本市において最大震度 6 強以上となる区域が拡大し、建物被害等の想定も大きくなったことから、災害廃棄物発生量を最大約 33 万トンと想定します。

なお、この災害廃棄物発生量の更新を踏まえ、必要となる一次仮置場の面積の確保に努めるものとします。

### （３）近年の風水害被害を踏まえた内容の拡充

既存計画は、主に地震災害を前提とした内容としていました。

本計画では、近年頻発化・激甚化している風水害による被害に係る内容の拡充を行いました。

風水害が発生した場合の種類別災害廃棄物発生量の整理をはじめ、風水害における懸念事項や具体的な対応策等について、新たに取りまとめています。

### （４）し尿等の処理に係る考え方の更新

既存計画では、国の「災害廃棄物処理指針」に基づき、基本的な方針として、災害発生時のし尿収集必要量や仮設トイレの必要基数、処理・処分方法等を整理していました。

一方、令和７年３月に東京都が「東京トイレ防災マスタープラン」を策定したことを受けて、現在、本市では「西東京市災害時のトイレ確保・管理計画」（以下、「トイレ計画」という。）の策定を進めています。トイレ計画では、本市の実態に即した災害用トイレの確保について整理しています。

そのため本計画では、トイレ計画との整合を図り、より実態に即した実効性のある内容として更新を行いました。

### （５）各主体が取り組むべき事項の明確化

既存計画では、各主体の役割を整理していました。

本計画では、第４章に「災害廃棄物対策における各主体の役割分担」として、「本市」「関連団体」「事業者」「市民」が、各時期区分において取り組むべき事項を具体的に整理しました。

時期区分別に各主体が主に取り組むべき事項を表４に示します。

**表４　各主体が主に取り組むべき事項**

| 時期区分 | 各主体 | 主に取り組むべき事項 |
|---|---|---|
| 平時（発災前） | 【時期区分の特徴】<br>・災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた事前準備　　等 | |
| | 本市 | ・処理計画の見直し　　・市民・ボランティアへの啓発・広報等<br>・庁内外の関係主体との連携・協力体制の整備　　等 |
| | 関連団体 | ・災害廃棄物処理体制の構築<br>・ボランティアの受け入れ及び調整体制に係る検討　　等 |
| | 市民 | ・本市が発信する情報の確認及び理解の醸成　　・発災時に向けた備蓄<br>・本市及び柳泉園組合の取組への協力　　等 |
| | 事業者 | ・本市との協定締結　　・災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力<br>・有害物質等の把握及び災害時の流出防止に向けた取組　　等 |
| 初動期 | 【時期区分の特徴】（終期目安：発災後１か月～３か月程度）<br>・災害廃棄物処理の体制整備、被害状況の確認、発生量の推計、一次仮置場の開設及び実行計画の策定<br>・避難所ごみの処理の実施 | |
| | 本市 | ・災害廃棄物の発生量、要処理量等の算定　　・災害廃棄物処理体制の立ち上げ<br>・市民・ボランティアへの広報・連携　　・災害廃棄物処理実行計画の策定　　等 |
| | 関連団体 | ・災害廃棄物処理の開始に向けた検討<br>・ボランティアの受け入れ及び調整体制の構築　　等 |
| | 市民 | ・本市が発信する情報の確認　　・片付けごみ等の適正排出<br>・損壊家屋の公費解体に向けた準備 |
| | 事業者 | ・有害物質等の流出防止及び適正処理　　・事業者から発生する廃棄物の適正処理<br>・災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力　　等 |
| 応急対策期 | 【時期区分の特徴】（終期目安：発災後６か月～１年程度）<br>・一次仮置場を運営し、災害廃棄物の本格的な処理の実施<br>・災害廃棄物処理実行計画や契約事務、災害廃棄物の補助金の査定 | |
| | 本市 | ・災害廃棄物処理体制の確保・運用　　・処理の進行管理<br>・災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し　　等 |
| | 関連団体 | ・災害廃棄物処理の継続<br>・ボランティアの受け入れ及び調整体制の継続 |
| | 市民 | ・本市が発信する情報の確認　　・片付けごみ等の適正排出<br>・損壊家屋の公費解体等の申請 |
| | 事業者 | ・事業所から発生する廃棄物の適正処理　　・災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力<br>・本市への協力　　等 |
| 災害復旧・復興期 | 【時期区分の特徴】（終期目安：～処理完了）<br>・一次仮置場を解消し、必要に応じて二次仮置場を開設した上で、解体廃棄物の本格的な処理の実施 | |
| | 本市 | ・災害廃棄物処理実行計画の見直し　　・処理の進行管理<br>・災害廃棄物処理体制の継続・移行に向けた検討 |
| | 関連団体 | ・災害廃棄物処理の継続・移行 |
| | 市民 | ・本市が発信する情報の確認　　・損壊家屋の公費解体等の手続きへの協力 |
| | 事業者 | ・災害廃棄物等の円滑な処理に向けた協力 |